EDINET提出書類 新光投信株式会社(E12432) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出日】 平成22年 5 月19日提出

【発行者名】 新光投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉田 昭

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目17番10号

【事務連絡者氏名】 大澤 団

連絡場所:東京都中央区日本橋一丁

目17番10号

【電話番号】 03 - 3277 - 1818

【届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券に係る NS - 21成長株オープンファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券の金 1,000億円を上限とします。 額】

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、平成21年11月20日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項のうち、「第二部 ファンド情報」、「第三部 ファンドの詳細情報」および「第四部 特別情報」に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

【訂正の内容】

(1)	・ 原届出書の下	記事項のうち以て	下に記載した箇所	「を、<訂正前>	◇ の内容から <i< th=""><th>訂正後>の阝</th><th>り容に</th></i<>	訂正後>の阝	り容に
	訂正します。						

______部分は、訂正部分を示します。

- (2) 原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」について、該当箇所を 更新します。
- (3) 原届出書の「第二部 ファンド情報 第2 財務ハイライト情報」にかかる記載を更新するとと もに、末尾に、第17期中間計算期間(平成21年8月21日から平成22年2月20日まで)にかかる中 間財務諸表から抜粋した内容を追加します。
- (4) 原届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況 1 財務諸表」の末尾に、 第17期中間計算期間(平成21年8月21日から平成22年2月20日まで)にかかる中間監査報告書 ならびに中間財務諸表の内容を追加し、「同2 ファンドの現況」を更新します。
- (5) 原届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第5 設定及び解約の実績」にかかる記載を更新します。
- (6) 原届出書の「第四部 特別情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」について、以下に記載した内容のとおり原届出書を更新するとともに、原届出書の財務諸表の末尾に、第50期中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)にかかる中間監査報告書ならびに中間財務諸表の内容を追加します。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

- 4【手数料等及び税金】
 - (5) 【課税上の取扱い】
 - a . 個人の受益者の場合

<訂下前>

(イ)収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、平成23年12月31日までは10%(所得税7%および地方税3%)の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。

また、確定申告を行い、総合課税・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

(略)

(八)損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失(譲渡損)は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限ります。)から差し引くこと(損益通算)ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。<u>また、</u>一部解約時、償還時に生じた差益(譲渡益)は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

<訂正後>

(イ)収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、平成23年12月31日までは10%(所得税7%および地方税3%)の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。確定申告を行い、総合課税・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座(源泉徴収あり)の利用も可能です。

(略)

(八)損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失(譲渡損)は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限ります。)から差し引くこと(損益通算)ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益(譲渡益)は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

<u>また、特定口座(源泉徴収あり)をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です(申告不要)。</u>

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

5【運用状況】

<更新後>

(1)【投資状況】

(平成22年3月31日現在)

分 類	資産の種類	国・地域	金額	評価方法	投資比率
			円		%
 有価証券	 株 式	日本	1,016,709,800	時価	91.0
有脚趾分	1本 工(円		%

		小 計	1,016,709,800	-	91.0
その他	コール・		円	負債控除後の	%
資産	ローン等	日本他	101,120,421	取得価額	9.0
			円		%
-	純資産総額		1,117,830,221	-	100.0

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成22年3月31日現在)

ш						帳 簿	価額	· // <i>///</i> 評	価 額	投資
順	銘 柄 名	国・	種類	業種	株数	単価	金額	単価	金額	比率
位		地域				(円)	(円)	(円)	(円)	(%)
1	日本電産	日本	株式	電気機器	3,700	6,770.00	25,049,000	10,020	37,074,000	3.31
2	三菱商事	日本	株式	卸売業	12,000	1,889.49	22,673,997	2,450	29,400,000	2.63
3	クラレ	日本	株式	化学	23,000	1,027.00	23,621,000	1,258	28,934,000	2.58
4	京セラ	日本	株式	電気機器	3,000	7,736.89	23,210,684	9,110	27,330,000	2.44
5	三菱電機	日本	株式	電気機器	31,000	706.00	21,886,000	859	26,629,000	2.38
6	楽天	日本	株式	サービス業	390	60,300.00	23,517,000	67,600	26,364,000	2.35
7	キヤノン	日本	株式	電気機器	6,000	3,713.11	22,278,683	4,330	25,980,000	2.32
8	富士フイルムホールディ ングス	日本	株式	化学	8,000	2,877.44	23,019,522	3,220	25,760,000	2.30
9	日東電工	日本	株式	化学	7,000	2,850.00	19,950,000	3,630	25,410,000	2.27
10	本田技研工業	日本	株式	輸送用機器	7,500	3,080.00	23,100,000	3,300	24,750,000	2.21
11	エービーシー・マート	日本	株式	小売業	8,000	2,593.30	20,746,444	2,990	23,920,000	2.13
12	島津製作所	日本	株式	精密機器	31,000	649.02	20,119,804	749	23,219,000	2.07
13	三井物産	日本	株式	卸売業	14,500	1,395.87	20,240,207	1,571	22,779,500	2.03
14	日産自動車	日本	株式	輸送用機器	28,000	711.59	19,924,739	801	22,428,000	2.00
15	シャープ	日本	株式	電気機器	19,000	1,137.54	21,613,284	1,169	22,211,000	1.98
16	三菱UFJフィナンシャ ル・グループ	日本	株式	銀行業	45,100	440.58	19,870,423	490	22,099,000	1.97
17	リンナイ	日本	株式	金属製品	4,400	4,320.00	19,008,000	4,910	21,604,000	1.93
18	野村ホールディングス	日本	株式	証券、商品 先物取引業	31,000	667.62	20,696,414	689	21,359,000	1.91
19	クボタ	日本	株式	機械	25,000	777.00	19,425,000	852	21,300,000	1.90
20	オリンパス	日本	株式	精密機器	7,000	2,824.60	19,772,205	3,000	21,000,000	1.87
21	住友金属鉱山	日本	株式	非鉄金属	15,000	1,476.15	22,142,374	1,391	20,865,000	1.86
22	東京瓦斯	日本	株式	電気・ガス業	50,000	373.98	18,699,403	412	20,600,000	1.84
23	住友電気工業	日本	株式	非鉄金属	17,500	1,230.00	21,525,000	1,146	20,055,000	1.79
24	三菱ケミカルホールディ ングス	日本	株式	化学	41,500	406.41	16,866,133	478	19,837,000	1.77
25	旭化成	日本	株式	化学	38,000	479.00	18,202,000	503	19,114,000	1.70
26	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	5,000	3,818.48	19,092,400	3,745	18,725,000	1.67
27	新日本製鐵	日本	株式	鉄鋼	50,000	342.18	17,109,112	367	18,350,000	1.64
28	キーエンス	日本	株式	電気機器	800	19,615.03	15,692,029	22,340	17,872,000	1.59
29	ファナック	日本	株式	電気機器	1,800	7,460.00	13,428,000	9,920	17,856,000	1.59
30	積水ハウス	日本	株式	建設業	19,000	867.80	16,488,346	934	17,746,000	1.58

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位 以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率(平成22年3月31日現在)

種類	投資比率(%)
株式	90.95
合 計	90.95

株式業種別投資比率(平成22年3月31日現在)

業種	投資比率(%)
建設業	1.58
化学	12.23
医薬品	1.23
ガラス・土石製品	0.92
鉄鋼	2.98
非鉄金属	3.66
金属製品	2.61
機械	4.60
電気機器	21.39
輸送用機器	5.89
精密機器	5.29
その他製品	0.84
電気・ガス業	1.84
海運業	2.51
情報・通信業	2.99
卸売業	4.66
小売業	2.94
銀行業	3.11
証券、商品先物取引業	1.91
保険業	1.17
その他金融業	1.11
不動産業	2.16
サービス業	3.24
合 計	90.95

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

(単位:円)

純資産総額	純資産総額	基準価額	基準価額
(分配落ち)	(分配付き)	(分配落ち)	(分配付き)

第8期計算期間末 11,980,285,453 11,980,285,453 7,459 7,459 第9期計算期間末 6,560,124,731 6,560,124,731 6,015 6,015 第10期計算期間末 5,182,738,847 5,182,738,847 6,637 6,637 第11期計算期間末 4,976,995,396 5,007,029,396 8,286 8,336 第12期計算期間末 4,270,477,362 4,312,140,262 10,250 10,350 第13期計算期間末 3,462,859,052 3,603,692,552 12,294 12,794 第14期計算期間末 2,348,142,756 2,367,200,456 12,321 12,421 第15期計算期間末 1,644,372,073 1,660,723,573 10,056 10,156 第16期計算期間末 1,120,108,429 1,134,658,629 7,698 7,798 平成21年8月20日 1,095,076,261 - 6,887 - 平成21年6月末日 1,091,843,423 - 7,373 - 平成21年6月末日 1,119,341,436 - 7,691 - 平成21年7月末日 1,119,341,436 - 7,704 - 平成21年9月末日 1,119,341,436 - 7,704 - 平成21年9月末日 1,095,521,672 - 7,558 - 平成21年1月末日 1,031,381,022 - 7,278 - 平成21年1月末日 1,088,900,250 - 7,855 - 17,055 - 17,055 - 10,056 - 10,056 - 7,055 - 10,056 - 10,056 - 7,055 - 10,056 - 7,055 - 10,056 - 7,055 - 10,056 - 7,055 - 10,056 - 7,055 - 7,055 - 10,056 - 7,055 -					<u>証券届出書(内国投資</u>
第9期計算期間末 6,560,124,731 6,560,124,731 6,015 6,015 第10期計算期間末 5,182,738,847 5,182,738,847 6,637 6,637 第11期計算期間末 4,976,995,396 5,007,029,396 8,286 8,336 第12期計算期間末 4,270,477,362 4,312,140,262 10,250 10,350 第13期計算期間末 3,462,859,052 3,603,692,552 12,294 12,794 第14期計算期間末 2,348,142,756 2,367,200,456 12,321 12,421 第15期計算期間末 1,644,372,073 1,660,723,573 10,056 10,156 第16期計算期間末 1,644,372,073 1,660,723,573 10,056 10,156 第16期計算期間末 1,021,018,429 1,134,658,629 7,698 7,798 平成21年3月末日 974,213,151 - 6,514 - 平成21年4月末日 1,025,076,261 - 6,887 - 平成21年5月末日 1,091,843,423 - 7,373 - 平成21年6月末日 1,132,479,824 - 7,691 - 平成21年7月末日 1,147,915,466 - 7,817 - 平成21年8月末日 1,119,341,436 - 7,704 - 平成21年9月末日 1,108,510,881 - 7,658 - 平成21年10月末日 1,090,521,672 - 7,589 - 平成21年11月末日 1,088,900,250 - 7,855 - 平成22年1月末日 1,088,900,250 - 7,855 - 平成22年2月末日 1,060,440,045 - 7,705 - 7,558 - 7	第7期計算期間末	12,376,582,906	15,340,155,706	10,023	12,423
第10期計算期間末 5,182,738,847 6,637 6,637 第11期計算期間末 4,976,995,396 5,007,029,396 8,286 8,336 第12期計算期間末 4,270,477,362 4,312,140,262 10,250 10,350 第13期計算期間末 3,462,859,052 3,603,692,552 12,294 12,794 第14期計算期間末 2,348,142,756 2,367,200,456 12,321 12,421 第15期計算期間末 1,644,372,073 1,660,723,573 10,056 10,156 第16期計算期間末 (平成21年8月20日) 1,120,108,429 1,134,658,629 7,698 7,798 平成21年3月末日 974,213,151 - 6,514 - 平成21年4月末日 1,025,076,261 - 6,887 - 平成21年6月末日 1,132,479,824 - 7,691 - 平成21年7月末日 1,147,915,466 - 7,817 - 平成21年9月末日 1,119,341,436 - 7,704 - 平成21年9月末日 1,108,510,881 - 7,658 - 平成21年1月末日 1,091,521,672 - 7,558 - 平成21年1月末日 1,088,900,250 - 7,855 - 平成22年1月末日 1,088,900,250 - 7,855 - 平成22年1月末日 1,060,440,045 - 7,705 - 7,558 - 7	第8期計算期間末	11,980,285,453	11,980,285,453	7,459	7,459
第11期計算期間末 4,976,995,396 5,007,029,396 8,286 8,336 第12期計算期間末 4,270,477,362 4,312,140,262 10,250 10,350 第13期計算期間末 3,462,859,052 3,603,692,552 12,294 12,794 第14期計算期間末 2,348,142,756 2,367,200,456 12,321 12,421 第15期計算期間末 1,644,372,073 1,660,723,573 10,056 10,156 第16期計算期間末 (平成21年8月20日) 1,120,108,429 1,134,658,629 7,698 7,798 平成21年3月末日 974,213,151 - 6,514 - 平成21年4月末日 1,025,076,261 - 6,887 - 平成21年5月末日 1,091,843,423 - 7,373 - 平成21年6月末日 1,147,915,466 - 7,817 - 平成21年9月末日 1,119,341,436 - 7,704 - 平成21年9月末日 1,108,510,881 - 7,658 - 平成21年10月末日 1,090,521,672 - 7,589 - 平成21年11月末日 1,031,381,022 - 7,278 - 平成21年12月末日 1,088,900,250 - 7,855 - 平成22年1月末日 1,060,440,045 - 7,705 - 平成22年2月末日 1,032,277,872 - 7,558 -	第9期計算期間末	6,560,124,731	6,560,124,731	6,015	6,015
第12期計算期間末 4,270,477,362 4,312,140,262 10,250 10,350 第13期計算期間末 3,462,859,052 3,603,692,552 12,294 12,794 第14期計算期間末 2,348,142,756 2,367,200,456 12,321 12,421 第15期計算期間末 1,644,372,073 1,660,723,573 10,056 10,156 第16期計算期間末 (平成21年8月20日) 1,120,108,429 1,134,658,629 7,698 7,798 平成21年3月末日 974,213,151 - 6,514 - 平成21年4月末日 1,025,076,261 - 6,887 - 平成21年5月末日 1,091,843,423 - 7,373 - 平成21年6月末日 1,132,479,824 - 7,691 - 平成21年7月末日 1,147,915,466 - 7,817 - 平成21年9月末日 1,119,341,436 - 7,704 - 平成21年9月末日 1,108,510,881 - 7,658 - 平成21年10月末日 1,090,521,672 - 7,589 - 平成21年11月末日 1,031,381,022 - 7,278 - 平成21年12月末日 1,088,900,250 - 7,855 - 平成22年1月末日 1,060,440,045 - 7,705 - 平成22年2月末日 1,032,277,872 - 7,558 - 7	第10期計算期間末	5,182,738,847	5,182,738,847	6,637	6,637
第13期計算期間末 3,462,859,052 3,603,692,552 12,294 12,794 第14期計算期間末 2,348,142,756 2,367,200,456 12,321 12,421 第15期計算期間末 1,644,372,073 1,660,723,573 10,056 10,156 第16期計算期間末 (平成21年8月20日) 1,120,108,429 1,134,658,629 7,698 7,798 平成21年3月末日 9,74,213,151 - 6,514 - 平成21年4月末日 1,025,076,261 - 6,887 - 平成21年6月末日 1,132,479,824 - 7,691 - 平成21年7月末日 1,147,915,466 - 7,817 - 平成21年8月末日 1,119,341,436 - 7,704 - 平成21年9月末日 1,108,510,881 - 7,658 - 平成21年10月末日 1,031,381,022 - 7,278 - 平成21年12月末日 1,088,900,250 - 7,855 - 平成22年1月末日 1,060,440,045 - 7,705 - 平成22年2月末日 1,032,277,872 - 7,558 - 7	第11期計算期間末	4,976,995,396	5,007,029,396	8,286	8,336
第14期計算期間末 2,348,142,756 2,367,200,456 12,321 12,421 第15期計算期間末 1,644,372,073 1,660,723,573 10,056 10,156 第16期計算期間末 (平成21年8月20日) 1,120,108,429 1,134,658,629 7,698 7,798 平成21年3月末日 974,213,151 - 6,514 - 平成21年4月末日 1,025,076,261 - 6,887 - 平成21年5月末日 1,091,843,423 - 7,373 - 平成21年6月末日 1,132,479,824 - 7,691 - 平成21年7月末日 1,147,915,466 - 7,817 - 平成21年8月末日 1,119,341,436 - 7,704 - 平成21年9月末日 1,108,510,881 - 7,658 - 平成21年1月末日 1,090,521,672 - 7,589 - 平成21年1月末日 1,088,900,250 - 7,855 - 平成22年1月末日 1,088,900,250 - 7,855 - 平成22年1月末日 1,060,440,045 - 7,705 - 平成22年2月末日 1,032,277,872 - 7,558 - 7	第12期計算期間末	4,270,477,362	4,312,140,262	10,250	10,350
第15期計算期間末 1,644,372,073 1,660,723,573 10,056 10,156 第16期計算期間末 (平成21年8月20日) 1,120,108,429 1,134,658,629 7,698 7,798 平成21年3月末日 974,213,151 - 6,514 - 平成21年4月末日 1,025,076,261 - 6,887 - 平成21年5月末日 1,091,843,423 - 7,373 - 平成21年6月末日 1,132,479,824 - 7,691 - 平成21年7月末日 1,147,915,466 - 7,817 - 平成21年8月末日 1,119,341,436 - 7,704 - 平成21年9月末日 1,108,510,881 - 7,658 - 平成21年10月末日 1,090,521,672 - 7,589 - 平成21年11月末日 1,031,381,022 - 7,278 - 平成21年12月末日 1,088,900,250 - 7,855 - 平成22年1月末日 1,060,440,045 - 7,705 - 平成22年2月末日 1,032,277,872 - 7,558 -	第13期計算期間末	3,462,859,052	3,603,692,552	12,294	12,794
第16期計算期間末 (平成21年8月20日) 1,120,108,429 1,134,658,629 7,698 7,798 平成21年3月末日 974,213,151 - 6,514 - 平成21年4月末日 1,025,076,261 - 6,887 - 平成21年5月末日 1,091,843,423 - 7,373 - 平成21年6月末日 1,132,479,824 - 7,691 - 平成21年7月末日 1,147,915,466 - 7,817 - 平成21年8月末日 1,119,341,436 - 7,704 - 平成21年9月末日 1,108,510,881 - 7,658 - 平成21年10月末日 1,090,521,672 - 7,589 - 平成21年1月末日 1,088,900,250 - 7,855 - 平成22年1月末日 1,060,440,045 - 7,705 - 平成22年2月末日 1,032,277,872 - 7,558 -	第14期計算期間末	2,348,142,756	2,367,200,456	12,321	12,421
(平成21年8月20日) 1,120,108,429 1,134,658,629 7,698 7,798 平成21年3月末日 974,213,151 - 6,514 - 平成21年4月末日 1,025,076,261 - 6,887 - 平成21年5月末日 1,091,843,423 - 7,373 - 平成21年6月末日 1,132,479,824 - 7,691 - 平成21年7月末日 1,147,915,466 - 7,817 - 平成21年8月末日 1,119,341,436 - 7,704 - 平成21年9月末日 1,108,510,881 - 7,658 - 平成21年10月末日 1,090,521,672 - 7,589 - 平成21年11月末日 1,031,381,022 - 7,278 - 平成21年12月末日 1,088,900,250 - 7,855 - 平成22年1月末日 1,060,440,045 - 7,558 - 平成22年2月末日 1,032,277,872 - 7,558 -	第15期計算期間末	1,644,372,073	1,660,723,573	10,056	10,156
(平成21年8月20日) 平成21年3月末日 974,213,151 - 6,514 - 平成21年4月末日 1,025,076,261 - 6,887 - 平成21年5月末日 1,091,843,423 - 7,373 - 平成21年6月末日 1,132,479,824 - 7,691 - 平成21年7月末日 1,147,915,466 - 7,817 - 平成21年8月末日 1,119,341,436 - 7,704 - 平成21年9月末日 1,108,510,881 - 7,658 - 平成21年10月末日 1,090,521,672 - 7,589 - 平成21年11月末日 1,031,381,022 - 7,278 - 平成21年12月末日 1,088,900,250 - 7,855 - 平成22年1月末日 1,060,440,045 - 7,705 - 平成22年2月末日 1,032,277,872 - 7,558 -	第16期計算期間末	1 120 109 120	1 124 659 620	7 609	7 700
平成21年4月末日 1,025,076,261 - 6,887 - 平成21年5月末日 1,091,843,423 - 7,373 - 平成21年6月末日 1,132,479,824 - 7,691 - 平成21年7月末日 1,147,915,466 - 7,817 - 平成21年8月末日 1,119,341,436 - 7,704 - 平成21年9月末日 1,108,510,881 - 7,658 - 平成21年10月末日 1,090,521,672 - 7,589 - 平成21年11月末日 1,031,381,022 - 7,278 - 平成21年12月末日 1,088,900,250 - 7,855 - 平成22年1月末日 1,060,440,045 - 7,705 - 平成22年2月末日 1,032,277,872 - 7,558 -	(平成21年8月20日)	1,120,100,429	1,134,030,029	7,090	7,790
平成21年5月末日 1,091,843,423 - 7,373 - 7,691 - 7,691 - 7,691 - 7,691 - 7,691 - 7,691 - 7,691 - 7,691 - 7,691 - 7,817 - 7,817 - 7,817 - 7,704 - 7,704 - 7,704 - 7,658 - 7,6	平成21年3月末日	974,213,151	-	6,514	-
平成21年6月末日 1,132,479,824 - 7,691 - 平成21年7月末日 1,147,915,466 - 7,817 - 平成21年8月末日 1,119,341,436 - 7,704 - 平成21年9月末日 1,108,510,881 - 7,658 - 平成21年10月末日 1,090,521,672 - 7,589 - 平成21年11月末日 1,031,381,022 - 7,278 - 平成21年12月末日 1,088,900,250 - 7,855 - 平成22年1月末日 1,060,440,045 - 7,705 - 平成22年2月末日 1,032,277,872 - 7,558 -	平成21年4月末日	1,025,076,261	1	6,887	-
平成21年7月末日 1,147,915,466 - 7,817 - 平成21年8月末日 1,119,341,436 - 7,704 - 平成21年9月末日 1,108,510,881 - 7,658 - 平成21年10月末日 1,090,521,672 - 7,589 - 平成21年11月末日 1,031,381,022 - 7,278 - 平成21年12月末日 1,088,900,250 - 7,855 - 平成22年1月末日 1,060,440,045 - 7,705 - 平成22年2月末日 1,032,277,872 - 7,558 -	平成21年5月末日	1,091,843,423	1	7,373	-
平成21年8月末日 1,119,341,436 - 7,704 - 平成21年9月末日 1,108,510,881 - 7,658 - 平成21年10月末日 1,090,521,672 - 7,589 - 平成21年11月末日 1,031,381,022 - 7,278 - 平成21年12月末日 1,088,900,250 - 7,855 - 平成22年1月末日 1,060,440,045 - 7,705 - 平成22年2月末日 1,032,277,872 - 7,558 -	平成21年6月末日	1,132,479,824		7,691	-
平成21年9月末日 1,108,510,881 - 7,658 - 平成21年10月末日 1,090,521,672 - 7,589 - 平成21年11月末日 1,031,381,022 - 7,278 - 平成21年12月末日 1,088,900,250 - 7,855 - 平成22年1月末日 1,060,440,045 - 7,705 - 平成22年2月末日 1,032,277,872 - 7,558 -	平成21年7月末日	1,147,915,466		7,817	1
平成21年10月末日 1,090,521,672 - 7,589 - 平成21年11月末日 1,031,381,022 - 7,278 - 平成21年12月末日 1,088,900,250 - 7,855 - 平成22年1月末日 1,060,440,045 - 7,705 - 平成22年2月末日 1,032,277,872 - 7,558 -	平成21年8月末日	1,119,341,436		7,704	-
平成21年11月末日 1,031,381,022 - 7,278 - 平成21年12月末日 1,088,900,250 - 7,855 - 平成22年1月末日 1,060,440,045 - 7,705 - 平成22年2月末日 1,032,277,872 - 7,558 -	平成21年9月末日	1,108,510,881	-	7,658	-
平成21年12月末日 1,088,900,250 - 7,855 - 平成22年1月末日 1,060,440,045 - 7,705 - 平成22年2月末日 1,032,277,872 - 7,558 -	平成21年10月末日	1,090,521,672	-	7,589	-
平成22年1月末日 1,060,440,045 - 7,705 - 平成22年2月末日 1,032,277,872 - 7,558 -	平成21年11月末日	1,031,381,022	-	7,278	-
平成22年2月末日 1,032,277,872 - 7,558 -	平成21年12月末日	1,088,900,250	-	7,855	-
	平成22年1月末日	1,060,440,045	-	7,705	-
平成22年3月末日 1 117 830 221 - 8 224 -	平成22年2月末日	1,032,277,872	-	7,558	-
1,111,000,221	平成22年3月末日	1,117,830,221	-	8,224	-

【分配の推移】

決算期	1口当たりの分配金
第7期計算期間	2,400⊞
(平成12年8月21日)	2,400円
第8期計算期間	ОШ
(平成13年8月20日)	0円
第9期計算期間	0円
(平成14年8月20日)	013
第10期計算期間	ОШ
(平成15年8月20日)	0円
第11期計算期間	50Ш
(平成16年8月20日)	50円
第12期計算期間	100円
(平成17年8月22日)	100
第13期計算期間	500円
(平成18年8月21日)	300[]

⁽注1)基準価額は1口当たりの純資産額です。 (注2)表中の分配付きの数値は支払外国税を控除している場合があります。

第14期計算期間	100円	
(平成19年8月20日)	10017	
第15期計算期間	100円	
(平成20年8月20日)	100[]	
第16期計算期間	100⊞	
(平成21年8月20日)	100円	
第17期中間計算期間	該当事項なし	
(平成22年2月20日)	該ヨ事項なり 	

【収益率の推移】

決算期	収益率
第7期計算期間	24.2%
(平成12年8月21日)	24.2%
第8期計算期間	25.6%
(平成13年8月20日)	25.6%
第9期計算期間	19.4%
(平成14年8月20日)	19.4%
第10期計算期間	10.3%
(平成15年8月20日)	10.3%
第11期計算期間	25.6%
(平成16年8月20日)	25.0%
第12期計算期間	24.9%
(平成17年8月22日)	24.370
第13期計算期間	24.8%
(平成18年8月21日)	24.070
第14期計算期間	1.0%
(平成19年8月20日)	1.070
第15期計算期間	17.6%
(平成20年8月20日)	
第16期計算期間	22.5%
(平成21年8月20日)	
第17期中間計算期間	1.8%
(平成22年2月20日)	

- (注1)収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を基準とした、各計算期間末の基準価額(分配付き)の上昇(または下落)率をいいます。
- (注2)収益率は小数第2位を四捨五入しています。

6【手続等の概要】

<訂正前>

(1) 申込(販売)手続等

(略)

(ロ)取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時<u>(本邦取引所が半休日の場合は午前11</u> 時)までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時 間は販売会社によって異なる場合があります。

- (2) 換金(解約)手続等
- a.一部解約(解約請求によるご解約)
 - (イ)受益者は、1口単位で、一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時<u>(本邦取引所が半休日の場合は午前11時)</u>までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

(略)

- b. 受益権の買い取り
 - (イ)販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位でその受益権を買い取ります。

なお、受付は原則として営業日の午後3時<u>(本邦取引所が半休日の場合は午前11時)</u>までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

(略)

<訂正後>

(1) 申込(販売)手続等

(略)

- (ロ)取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。
- (2) 換金(解約)手続等
- a.一部解約(解約請求によるご解約)
 - (イ)受益者は、1口単位で、一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

(略)

- b. 受益権の買い取り
 - (イ)販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位でその受益権を買い取ります。 なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受 付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

(略)

第2 【財務ハイライト情報】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第2 財務ハイライト情報」にかかる記載を更新するとともに、末尾に、第17期中間計算期間(平成21年8月21日から平成22年2月20日まで)にかかる中間財務諸表から抜粋した内容を追加します。

- (1)下記の貸借対照表、損益及び剰余金計算書ならびに注記表、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書ならびに中間注記表は本書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」および「中間財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものです。
- (2)本書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」および「中間財務諸表」については、新日本有限責任監査法人による監査および中間監査を受けており、当該

監査報告書ならびに中間監査報告書は本書に添付されております。

<追加後>

NS-21成長株オープン 中間財務諸表

1【中間貸借対照表】

	第16期中間計算期間末	第17期中間計算期間末
	[平成21年 2月20日現在]	[平成22年 2月20日現在]
	金 額(円)	金 額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	142,056,249	131,639,562
株式	815,374,900	930,240,200
未収入金	-	41,184,369
未収配当金	888,500	738,000
未収利息	229	424
流動資産合計	958,319,878	1,103,802,555
資産合計	958,319,878	1,103,802,555
負債の部		
流動負債		
未払金	12,227,823	60,795,991
未払解約金	634,100	3,782,140
未払受託者報酬	634,724	574,174
未払委託者報酬	5,077,760	4,593,324
その他未払費用	41,628	37,526
流動負債合計	18,616,035	69,783,155
負債合計	18,616,035	69,783,155
純資産の部		
元本等		
元本	1,509,800,000	1,368,460,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	570,096,157	334,440,600
(分配準備積立金)	373,757,856	331,776,739
元本等合計	939,703,843	1,034,019,400
純資産合計	939,703,843	1,034,019,400
負債純資産合計	958,319,878	1,103,802,555

2【中間損益及び剰余金計算書】

		訂止有個証券抽出者(內国投資信託
	第16期中間計算期間	第17期中間計算期間
	自 平成20年 8月21日	自 平成21年 8月21日
	至 平成21年 2月20日	至 平成22年 2月20日
	金 額(円)	金 額(円)
営業収益		
受取配当金	10,395,768	5,488,442
受取利息	223,324	45,853
有価証券売買等損益	612,758,954	20,521,551
その他収益	11	54
営業収益合計	602,139,851	14,987,202
営業費用		
受託者報酬	634,724	574,174
委託者報酬	5,077,760	4,593,324
その他費用	41,628	37,526
営業費用合計	5,754,112	5,205,024
営業利益	607,893,963	20,192,226
経常利益	607,893,963	20,192,226
中間純利益	607,893,963	20,192,226
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	29,732,323	753,286
期首剰余金又は期首欠損金()	9,222,073	334,911,571
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	20,338,995
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	20,338,995
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,156,590	429,084
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	702,543	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	454,047	429,084
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	570,096,157	334,440,600

<中間注記表>

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第16期中間計算期間	第17期中間計算期間
区分	自 平成20年 8月21日	自 平成21年 8月21日
	至 平成21年 2月20日	至 平成22年 2月20日
1.有価証券の評価基準及	株式	株式
び評価方法	移動平均法に基づき、原則として	移動平均法に基づき、原則として
	時価で評価しております。	時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、金融商品	時価評価にあたっては、金融商品
	取引所及び外国金融商品市場にお	取引所及び外国金融商品市場にお
	ける最終相場(最終相場のないも	ける最終相場(最終相場のないも
	のについては、それに準じる価額)	のについては、それに準じる価額)
	又は金融商品取引所の発表する基	に基づいて評価しております。
	準値段に基づいて評価しておりま	
	उं ,	

EDINET提出書類 新光投信株式会社(E12432)

<u>訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)</u>

2. 収益及び費用の計上基	受取配当金	受取配当金	Ţ
準	原則として、株式の配当落ち日に		同左
	おいて、確定配当金額又は予想配当		
	金額を計上しております。		

第三部 【ファンドの詳細情報】

第2【手続等】

<訂正前>

1【申込(販売)手続等】

(略)

- (ロ)取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時<u>(本邦取引所が半休日の場合は午前11時)</u>までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。
- 2【換金(解約)手続等】
 - a.一部解約(解約請求によるご解約)
 - (イ)受益者は、1口単位で、一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時<u>(本邦取引所が半休日の場合は午前11時)</u>までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

(略)

- b. 受益権の買い取り
 - (イ)販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位でその受益権を買い取ります。

なお、受付は原則として営業日の午後3時<u>(本邦取引所が半休日の場合は午前11時)</u>までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

(略)

<訂正後>

1【申込(販売)手続等】

(略)

- (ロ)取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。
- 2【換金(解約)手続等】
 - a.一部解約(解約請求によるご解約)
 - (イ)受益者は、1口単位で、一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

(略)

- b. 受益権の買い取り
- (イ)販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位でその受益権を買い取ります。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

(略)

第4 【ファンドの経理状況】

原届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況 1 財務諸表」の末尾に、第17期中間計算期間(平成21年8月21日から平成22年2月20日まで)にかかる中間監査報告書ならびに中間財務諸表の内容を追加し、「同2 ファンドの現況」を更新します。

EDINET提出書類 新光投信株式会社(E12432) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

<追加および更新後>

第4 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」 (昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条 の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令 第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第16期中間計算期間(平成20年8月21日から平成21年2月20日まで)及び第17期中間計算期間(平成21年8月21日から平成22年2月20日まで)について内閣府令第50号附則第4条1項1号により、内閣府令第50号改正前の中間財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期中間計算期間(平成20年8月21日から平成21年2月20日まで)及び第17期中間計算期間(平成21年8月21日から平成22年2月20日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。
- 1 中間財務諸表

NS-21成長株オープン 中間財務諸表

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第16期中間計算期間末 (平成21年 2月20日現在)	第17期中間計算期間末 (平成22年2月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	142,056,249	131,639,562
株式	815,374,900	930,240,200
未収入金	-	41,184,369
未収配当金	888,500	738,000
未収利息	229	424
流動資産合計	958,319,878	1,103,802,555
資産合計	958,319,878	1,103,802,555
負債の部		
流動負債		
未払金	12,227,823	60,795,991
未払解約金	634,100	3,782,140
未払受託者報酬	634,724	574,174
未払委託者報酬	5,077,760	4,593,324
その他未払費用	41,628	37,526
流動負債合計	18,616,035	69,783,155
負債合計	18,616,035	69,783,155
純資産の部		
元本等		
元本	1,509,800,000	1,368,460,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	570,096,157	334,440,600
(分配準備積立金)	373,757,856	331,776,739
元本等合計	939,703,843	1,034,019,400
純資産合計	939,703,843	1,034,019,400
負債純資産合計	958,319,878	1,103,802,555

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(-12.13)
	第16期中間計算期間 自平成20年 8月21日 至平成21年 2月20日	第17期中間計算期間 自平成21年 8月21日 至平成22年 2月20日
営業収益		
受取配当金	10,395,768	5,488,442
受取利息	223,324	45,853
有価証券売買等損益	612,758,954	20,521,551
その他収益	11	54
営業収益合計	602,139,851	14,987,202
営業費用		
受託者報酬	634,724	574,174
委託者報酬	5,077,760	4,593,324
その他費用	41,628	37,526
営業費用合計	5,754,112	5,205,024
宫業利益	607,893,963	20,192,226
左右 経常利益	607,893,963	20,192,226
中間純利益	607,893,963	20,192,226
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	29,732,323	753,286
期首剰余金又は期首欠損金()	9,222,073	334,911,571
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	20,338,995
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	-	20,338,995
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,156,590	429,084
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	702,543	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	454,047	429,084
分配金	-	-
ー 中間剰余金又は中間欠損金()	570,096,157	334,440,600

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第16期中間計算期間 自 平成20年 8月21日 至 平成21年 2月20日	第17期中間計算期間 自 平成21年 8月21日 至 平成22年 2月20日
1.有価証券の評価基準及び 評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価 で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引 所及び外国金融商品市場における最終 相場 (最終相場のないものについて は、それに準じる価額)又は金融商品 取引所の発表する基準値段に基づいて 評価しております。	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引 所及び外国金融商品市場における最終 相場(最終相場のないものについて は、それに準じる価額)に基づいて評 価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を 計上しております。	受取配当金 同左

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	第16期中間計算期間末 [平成21年 2月20日現在]	第17期中間計算期間末 [平成22年2月20日現在]
1.期首元本額	1,635,150,000円	1,455,020,000円
期中追加設定元本額	2,410,000円	1,800,000円
期中一部解約元本額	127,760,000円	88,360,000円
2.元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額 が元本総額を下回っており、そ の差額は570,096,157円であり ます。	中間貸借対照表上の純資産額 が元本総額を下回っており、そ の差額は334,440,600円であり ます。
3.中間計算期間末日における受益権の総数	150,980□	136,846□

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第16期中間計算期間 自 平成20年 8月21日 至 平成21年 2月20日	第17期中間計算期間 自 平成21年 8月21日 至 平成22年 2月20日
	該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

種類	第16期中間計算期間末 [平成21年 2月20日現在]	第17期中間計算期間末 [平成22年 2月20日現在]
	該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	第16期中間計算期間末 [平成21年 2月20日現在]	第17期中間計算期間末 [平成22年 2月20日現在]
1口当たり純資産額	6,224円	7,556円

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成22年3月31日現在)

EDINET提出書類 新光投信株式会社(E12432) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

資産総額	1,142,001,936 円
負債総額	24,171,715 円
純資産総額(-)	1,117,830,221 円
発行済口数	135,925 🛘
1口当たり純資産額(/)	8,224 円

第5【設定及び解約の実績】

<更新後>

計算期間	設定口数	解約口数
第7期計算期間	2,428,080□	1,266,458□
第8期計算期間	1,338,433□	967,186□
第9期計算期間	45,897□	561,346□
第10期計算期間	11,193□	320,950□
第11期計算期間	2,886□	183,069□
第12期計算期間	1,844□	185,895□
第13期計算期間	4,687□	139,649□
第14期計算期間	1,393□	92,483□
第15期計算期間	1,135□	28,197□
第16期計算期間	282□	18,295□
第17期中間計算期間	180□	8,836□

第四部 【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年9月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託(親投資信託は除きます。)は以下のとおりです。

(平成21年9月30日現在)

		· .	1 150= · 1 - 7 3 - 0 日 /
	種類	ファンド本数	純資産額(百万円)
総合計		<u>153</u>	<u>1,545,618</u>
	株式投資信託(合計)	<u>124</u>	<u>1,102,724</u>
	単位型	2	<u>8,872</u>
	追加型	<u>122</u>	<u>1,093,852</u>
	公社債投資信託(合計)	29	<u>442,893</u>
	単位型	2	<u>1,140</u>
	追加型	27	441,752

<訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年3月31日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託(親投資信託は除きます。)は以下のとおりです。

(平成22年3月31日現在)

種類		ファンド本数	純資産額(百万円)
総合計		<u>172</u>	<u>1,717,116</u>
村	朱式投資信託(合計)	<u>143</u>	<u>1,315,538</u>
	単位型	2	<u>9,099</u>
	追加型	<u>141</u>	<u>1,306,439</u>
公	社債投資信託 (合計)	29	<u>401,577</u>
	単位型	2	<u>1,020</u>
	追加型	27	<u>400,556</u>

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第四部 特別情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」について、以下に記載した内容のとおり原届出書を更新するとともに、原届出書の財務諸表の末尾に、第50期中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)にかかる中間監査報告書ならびに中間財務諸表の内容を追加します。

<追加後>

3【委託会社等の経理状況】

1.財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、第48期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第49期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」 (平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

また、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第48期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)及び第49期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の財務諸表について、監査法人保森会計事務所の監査を受けております。

第50期事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第49期事業年度の財務諸表 監査法人保森会計事務所

第50期事業年度の財務諸表 新日本有限責任監査法人

2.中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第50期中間会計期間末
		(平成21年9月30日)
区分	注記	金額
	番号	(千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		4,380,441
有価証券		4,311,424
貯蔵品		6,406
未収委託者報酬		1,622,971
繰延税金資産		83,025
その他		167,263
流動資産合計		10,571,533
固定資産		
有形固定資産	1	
建物		34,511
器具・備品		37,731
リース資産		20,463

] 上
92,706
96,489
91
96,581
11,603,853
71,091
481,680
155,428
12,312,053
12,501,340
23,072,874

		第50期中間会計期間末
		(平成21年9月30日)
区分	注記	金額
	番号	(千円)
(負債の部)		
流動負債		
未払金		
未払収益分配金		1,413
未払償還金		89,796
未払手数料		897,782
その他未払金		44,029
未払金計		1,033,022
未払法人税等		180,651
未払消費税等		18,524
賞与引当金		120,000
リース債務		32,091
その他		78,024
流動負債合計		1,462,315
固定負債		
退職給付引当金		172,697
役員退職慰労引当金		53,458
執行役員退職慰労引当金		101,416
長期リース債務		23,699
固定負債合計		351,271
負債合計		1,813,586

(純資産の部)	
株主資本	
資本金	4,524,300
資本剰余金	, ,
資本準備金	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	12,118,000
繰越利益剰余金	1,702,361
その他利益剰余金計	13,820,361
利益剰余金合計	14,180,854
自己株式	5,426
株主資本合計	21,461,428
評価・換算差額等	000 440
その他有価証券評価差額金	202,140
評価・換算差額等合計	202,140
純資産合計	21,259,287
負債純資産合計	23,072,874

(2) 中間損益計算書

		第50期中間会計期間
		(自 平成21年4月 1日
		至 平成21年9月30日)
区分	注記	金額
	番号	(千円)
営業収益		
委託者報酬		4,696,015
営業収益合計		4,696,015
営業費用及び一般管理費	1	4,439,451
営業利益		256,563
営業外収益		
受取配当金		26,278
有価証券利息		38,949
受取利息		7,380
時効成立分配金・償還金		10,614
法人税等還付加算金		15,671
その他		1,451
営業外収益合計		100,346
営業外費用		
支払利息		1,018
時効成立後支払分配金・償還金		4,936
その他		1,696
営業外費用合計		7,651
経常利益		349,258
特別利益		

	B1 TT- F
投資有価証券売却益	3,827
特別利益合計	3,827
特別損失	
固定資産除却損	134
過年度減価償却費	41,013
特別損失合計	41,147
税引前中間純利益	311,937
法人税、住民税及び事業税	175,106
法人税等調整額	45,075
中間純利益	181,906

(3) 中間株主資本等変動計算書

第50期中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) (単位 千円)

			株主資本			
		資本 剰余金		利益剰余金		
	資本金	資本	利益	その他利	その他利益剰余金	
		具 準備金		別途	繰越利益	
		午 佣 並	準備金	積立金	剰余金	
平成21年3月31日残高	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	2,012,604	
中間会計期間中の変動額						
剰余金の配当					492,149	
中間純利益					181,906	
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の中間						
会計期間中の変動額 (純額)						
中間会計期間中の変動額合計					310,243	
平成21年9月30日残高	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	1,702,361	

	株主資本		評価・ 換算差額等	姑次 至 今 卦
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	純資産合計
平成21年3月31日残高	4,616	21,772,481	500,670	21,271,810
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当		492,149		492,149
中間純利益		181,906		181,906
自己株式の取得	810	810		810
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)			298,530	298,530
中間会計期間中の変動額合計	810	311,053	298,530	12,523
平成21年9月30日残高	5,426	21,461,428	202,140	21,259,287

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項 目 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) 1 . 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法 (定額法)関係会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価(総平均法により算定)ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入する方法 時価のないもの 総平均法による原価法 (2) たな卸資産 評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)貯蔵品 最終仕入原価法 2 . 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 (リース資産を除く) 定率法,但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法、なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8~47年器具備品 2~20年 (2)無形固定資産 定額法、なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に		第50期中間会計期間
至 平成21年9月30日) 1 . 資産の評価基準及び評価方法 (1)有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法) 関係会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原 価(総平均法により算定)ないし償却原価 との評価差額を全部純資産直入する方法 時価のないもの 総平均法による原価法 (2)たな卸資産 評価基準は原価法(収益性の低下による簿価 切下げの方法) 貯蔵品 最終仕入原価法 2 . 固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法、但し、平成10年4月1日以降に取得し た建物(建物附属設備を除く)については、定額法、なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8~47年 器具備品 2~20年 (2)無形固定資産 定額法、なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に	百 D	
1 . 資産の評価基準及び評価方法 (1)有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法) 関係会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原 価(総平均法により算定)ないし償却原価 との評価差額を全部純資産直入する方法 時価のないもの 総平均法による原価法 (2)たな卸資産 評価基準は原価法(収益性の低下による簿価 切下げの方法) 貯蔵品 最終仕入原価法 (1)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得し た建物(建物附属設備を除く)については、定額法、なお、主な耐用年数は以下のとおりであ ります。 建物 8~47年 器具備品 2~20年 (2)無形固定資産 定額法、なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間(5年)に		·
満期保有目的の債券 償却原価法(定額法) 関係会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原 価(総平均法により算定)ないし償却原価 との評価差額を全部純資産直入する方法 時価のないもの 総平均法による原価法 (2)たな卸資産 評価基準は原価法(収益性の低下による簿価 切下げの方法) 貯蔵品 最終仕入原価法 (1)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得し た建物(建物附属設備を除く)については、定 額法、なお、主な耐用年数は以下のとおりであ ります。 建物 8~47年 器具備品 2~20年 (2)無形固定資産 定額法、なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間(5年)に		
償却原価法(定額法) 関係会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原 価(総平均法により算定)ないし償却原価 との評価差額を全部純資産直入する方法 時価のないもの 総平均法による原価法 (2)たな卸資産 評価基準は原価法(収益性の低下による簿価 切下げの方法) 貯蔵品 最終仕入原価法 2.固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法,但し、平成10年4月1日以降に取得し た建物(建物附属設備を除く)については、定額法、なお、主な耐用年数は以下のとおりであ ります。 建物 8~47年 器具備品 2~20年 (2)無形固定資産 定額法、なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間(5年)に	1.資産の評価基準及び評価方法	(1)有価証券
関係会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原 価(総平均法により算定)ないし償却原価 との評価差額を全部純資産直入する方法 時価のないもの 総平均法による原価法 (2)たな卸資産 評価基準は原価法(収益性の低下による簿価 切下げの方法) 貯蔵品 最終仕入原価法 (1)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得し た建物(建物附属設備を除く)については、定 額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであ ります。 建物 8~47年 器具備品 2~20年 (2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間(5年)に		満期保有目的の債券
総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原 価(総平均法により算定)ないし償却原価 との評価差額を全部純資産直入する方法 時価のないもの 総平均法による原価法 (2)たな卸資産 評価基準は原価法(収益性の低下による簿価 切下げの方法) 貯蔵品 最終仕入原価法 (1)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法、但し、平成10年4月1日以降に取得し た建物(建物附属設備を除く)については、定額法、なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8~47年 器具備品 2~20年 (2)無形固定資産 定額法、なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に		償却原価法(定額法)
その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原 価(総平均法により算定)ないし償却原価 との評価差額を全部純資産直入する方法 時価のないもの 総平均法による原価法 (2)たな卸資産 評価基準は原価法(収益性の低下による簿価 切下げの方法) 貯蔵品 最終仕入原価法 (1)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得し た建物(建物附属設備を除く)については、定額法、なお、主な耐用年数は以下のとおりであ ります。 建物 8~47年 器具備品 2~20年 (2)無形固定資産 定額法、なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間(5年)に		関係会社株式
その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原 価(総平均法により算定)ないし償却原価 との評価差額を全部純資産直入する方法 時価のないもの 総平均法による原価法 (2)たな卸資産 評価基準は原価法(収益性の低下による簿価 切下げの方法) 貯蔵品 最終仕入原価法 (1)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得し た建物(建物附属設備を除く)については、定額法、なお、主な耐用年数は以下のとおりであ ります。 建物 8~47年 器具備品 2~20年 (2)無形固定資産 定額法、なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間(5年)に		総平均法による原価法
時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原 価(総平均法により算定)ないし償却原価 との評価差額を全部純資産直入する方法 時価のないもの 総平均法による原価法 (2)たな卸資産 評価基準は原価法(収益性の低下による簿価 切下げの方法) 貯蔵品 最終仕入原価法 (1)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得し た建物(建物附属設備を除く)については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであ ります。 建物 8~47年 器具備品 2~20年 (2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間(5年)に		
時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価(総平均法により算定)ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入する方法時価のないもの総平均法による原価法(2)たな卸資産評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)貯蔵品最終仕入原価法 2.固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産(リース資産を除く)定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法、なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。建物8~47年器具備品2~20年(2)無形固定資産定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に		
価(総平均法により算定)ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入する方法時価のないもの総平均法による原価法(2)たな卸資産評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)貯蔵品最終仕入原価法 2.固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産(リース資産を除く)定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。建物8~47年器具備品2~20年(2)無形固定資産定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に		1
との評価差額を全部純資産直入する方法 時価のないもの 総平均法による原価法 (2)たな卸資産 評価基準は原価法(収益性の低下による簿価 切下げの方法) 貯蔵品 最終仕入原価法 (1)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得し た建物(建物附属設備を除く)については、定 額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであ ります。 建物 8~47年 器具備品 2~20年 (2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間(5年)に		
時価のないもの 総平均法による原価法 (2)たな卸資産 評価基準は原価法(収益性の低下による簿価 切下げの方法) 貯蔵品 最終仕入原価法 2.固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得し た建物(建物附属設備を除く)については、定 額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであ ります。 建物 8~47年 器具備品 2~20年 (2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間(5年)に		`
総平均法による原価法 (2)たな卸資産 評価基準は原価法(収益性の低下による簿価 切下げの方法) 貯蔵品 最終仕入原価法 2.固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得し た建物(建物附属設備を除く)については、定 額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであ ります。 建物 8~47年 器具備品 2~20年 (2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間(5年)に		
(2)たな卸資産		
評価基準は原価法(収益性の低下による簿価 切下げの方法) 貯蔵品 最終仕入原価法 (1)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得し た建物(建物附属設備を除く)については、定 額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであ ります。 建物 8~47年 器具備品 2~20年 (2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間(5年)に		
切下げの方法)		1, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
貯蔵品 最終仕入原価法 2.固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8~47年 器具備品 2~20年 (2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に		評価基準は原価法(収益性の低下による簿価
最終仕入原価法 2.固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得し た建物(建物附属設備を除く)については、定 額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであ ります。 建物 8~47年 器具備品 2~20年 (2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間(5年)に		切下げの方法)
2.固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8~47年 器具備品 2~20年 (2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に		貯蔵品
2.固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8~47年 器具備品 2~20年 (2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に		最終仕入原価法
定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8~47年 器具備品 2~20年 (2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に		
定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8~47年 器具備品 2~20年 (2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に	2 固定資産の減価償却の方法	 (1)有形固定資産(リース資産を除く)
た建物 (建物附属設備を除く) については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8~47年 器具備品 2~20年 (2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に		1
額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。		
ります。 建物 8~47年 器具備品 2~20年 (2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間 (5年)に		
建物 8~47年 器具備品 2~20年 (2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間 (5年)に		
器具備品 2~20年 (2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間 (5年)に		
(2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間 (5年)に		
定額法。なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間(5年)に		
いては、社内における利用可能期間(5年)に		1, ,
		定額法。なお、自社利用のソフトウェアにつ
基づく定額法により償却しております。		│ いては、社内における利用可能期間(5年)に │
		基づく定額法により償却しております。

	第50期中間会計期間
項 目	(自 平成21年4月1日
	至 平成21年9月30日)

2 . 固定資産の減価償却の方法

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

(会計方針の変更)

従来、リース資産の減価償却の方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しておりましたが、平成21年5月7日に親会社合併による親会社の会計処理変更と統一を図るために、当中間会計期間から定率法に変更しております。

この変更により、前期までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額41,013千円は特別損失として計上しております。

この結果、従来の方法によった場合と比較して、リース資産は33,984千円減少し、営業利益及び経常利益は7,028千円増加し、税引前中間純利益は33,984千円減少しております。

第50期中間会計期間 項 目 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

3 . 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、 支給見込額の当中間会計期間対応分を計上し ております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度 末における退職給付債務及び年金資産の見込 額に基づき、当中間会計期間末において発生し ていると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年)による定額法により翌期から費用処 理することとしております。

(3)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上 しております。

(4)執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を 計上しております。

4.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、 控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第50期中間会計期間末
	(平成21年9月30日)
1 . 有形固定資産の減価償却累計額	496,433千円

(中間損益計算書関係)

	第50期中間会計期間
項 目	(自 平成21年4月1日
	至 平成21年9月30日)
1.減価償却実施額	有形固定資產 16,109千円
	無形固定資産 24,741千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
-------	--------	----	----	----------

普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250	
---------	-----------	---	---	-----------	--

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	474	90	-	564

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 90株

3.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通 株式	492,149	270	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

(リース取引関係)

第50期中間会計期間

(自 平成21年4月1日

至 平成21年9月30日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース資産の内容

有形固定資産

主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他(器具備品)であります。

リース資産の減価償却方法

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「2.固定資産の減価償却方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。

(有価証券関係)

第50期中間会計期間末(平成21年9月30日)

1.満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)国債・地方債等	-		-
(2)社債	8,669,589	8,694,400	24,810
(3)その他	-	-	-
合計	8,669,589	8,694,400	24,810

2. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額(千円)	差額 (千円)
(1)株式	45,457	60,637	15,180
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-

		,	
社債	801,068	800,643	424
その他	-	-	-
(3)その他	6,359,599	6,004,023	355,575
合計	7,206,124	6,865,304	340,819

3.時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額 (千円)
(1)関連会社株式	77,100
(2)その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	303,283

(デリバティブ取引関係)

第50期中間会計期間末 (平成21年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	第50期中間会計期間	
	(自 平成21年4月1日	
	至 平成21年9月30日)	
1株当たけ鉢資産額		

1株当たり純資産額 11,663円71銭 1株当たり中間純利益 99円79銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注)算定上の基礎

1.1株当たり純資産額

項目	第50期中間会計期間末
点 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(平成21年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	21,259,287
普通株式に係る純資産額(千円)	21,259,287
普通株式の発行済株式数(千株)	1,823
普通株式の自己株式数(千株)	0
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数(千株)	1,822

2.1株当たり中間純利益

	第50期中間会計期間
項目	(自 平成21年4月1日
	至 平成21年9月30日)
中間純利益(千円)	181,906
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式にかかる中間純利益(千円)	181,906
期中平均株式数(千株)	1,822

EDINET提出書類 新光投信株式会社(E12432) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月28日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 田中俊之 印

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 伊藤志保 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等 の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日まで の第50期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間 財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を 行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表 に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査 法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうよ うな重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等 を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査 の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に準拠して、新光投信株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中 間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表 示しているものと認める。

追記情報

注記事項「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載されているとおり、会社 は当中間会計期間より所有権移転外ファイナンス・リース資産の減価償却方法について定率法による 方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁾ 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当 社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年3月30日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中俊之

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNS-21成長株オープンの平成21年8月21日から平成22年2月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。 当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、NS-21成長株オープンの平成22年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成21年8月21日から平成22年2月20日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 . 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.中間財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。

<u>次へ</u>

独立監査人の中間監査報告書

平成21年3月31日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中俊之

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNS-21成長株オープンの平成20年8月21日から平成21年2月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。 当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、NS-21成長株オープンの平成21年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成20年8月21日から平成21年2月20日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 . 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.中間財務諸表の範囲にはNBRLデータ自体は含まれていません。